



Title	審理の活性化と紛争交渉の促進
Author(s)	仁木, 恒夫
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59404
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【3】

氏 名	仁 木 恒 夫
博士の専攻分野の名称	博 士（法 学）
学 位 記 番 号	第 2 5 4 3 2 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 24 年 3 月 22 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学 位 論 文 名	審理の活性化と紛争交渉の促進
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 池田 辰夫 (副査) 教 授 下村 眞美 教 授 福井 康太

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、訴訟と訴訟外とを連続的にとらえて、紛争当事者の紛争過程において民事訴訟がどのような役割をはたしているのかを経験的に明らかにすることを目的とする。こうした本研究の主要な特徴は次の二点にある。

第一に、本研究は、民事訴訟法学の手続保障説（「手続保障の第三の波」論）の主張と方向性を共有しており、その理論的な立場から、紛争当事者の交渉が民事訴訟制度によりどのように活性促進さ

れるのかを明らかにしようとしている。手続保障説の特徴を概括的にいえば、従来、民事訴訟手続は、法専門家により過去の事実一般的な規範を適用する判決を中心として、訴訟内で自足完結的に紛争を解決する制度としてとらえられてきたのに対して、紛争当事者により将来を志向した個別の解決をはかる手続過程を中心として、訴訟を訴訟外の紛争処理も視野に入れた紛争処理制度として再構成しようとする点にある。本研究は、こうした理論的枠組に基づき、紛争当事者の交渉を活性化する民事訴訟制度のあり方を具体的に明らかにしようとするものである。

第二に、本研究は、経験的資料をもとに実態の定性的分析をおこなうさいの方法論として、アメリカの解釈主義法社会学に依拠する。そこでは、主に人々の会話を収集するエスノメソドロジーの手法により、紛争過程での紛争当事者の様々な言説使用と実践のなかで、法言説が当該当事者の紛争処理にどのような意味を持つものなのかを明らかにしようとするのである。

本研究の構成は、訴訟の審理過程を扱う部分と訴訟を含めた広い紛争交渉過程を扱う部分の2編からなる。前者は『少額訴訟の対話過程』として、後者は『訴訟と交渉の活性化』として整理されている。

第1編の『少額訴訟の対話過程』では、検討対象を少額訴訟に絞って、紛争当事者が、関係者も同席および参加する中で、法の境界をも越えた活発な対話をおこなうことで、その場で一堂に会した人々のあいだに紛争の立体的でリアルな実相が共有されるということを主張する。

第1章では本編の採用する方法論、第2章では発足当時の少額訴訟手続の概要を整理する。第3章では、少額訴訟手続利用選択の場面で、紛争当事者は、抽象的な手続の利点の説明では手続選択の判断がつかず、本来立ち入らないはずの本案の見通しを探ろうとすることを明らかにする。第4章では、紛争当事者は、裁判官が示す法的争点についての対話に、関係性の発話を滑り込ませながらその場で即興的に自分に有利な物語の構築を行っていることを示す。第5章では、傍聴する関係者が、法廷のラウンドテーブルでのやりとりに自身の視点から発言の機会を求め、また紛争当事者も傍聴者を意識しながら発話をしていることを明らかにする。そして第6章では、対席和解において、紛争当事者は、対話を阻害するとされる感情的な対話を、じっさいには戦略的におこなっていることを明らかにする。

第2編の『訴訟と交渉の活性化』では、紛争交渉過程において、社会的に広がりをもつ関係の複雑な変動と相互に影響しながら、訴訟は状況を一步進める機能を果たすこと、その中で、当事者は将来の展望を模索しながら訴訟制度を活用していることを主張する。

第1章では、17条の移送制度による裁判地調整という手続的問題において、当事者はすでに本案を意識したやりとりをおこなっており、そのことが後の充実した本案審理に向けた当事者間の衡平を達成することを示す。第2章では、紛争は、訴訟の期日外で複雑な関係変動をおこし、当事者適格を有する者の間の対立構造は相対化されながら展開し、またそれは訴訟にも影響することを示す。第3章では、民事裁判の権力性の制度である判決を、判決の意味の操作に着目しながら、とくに敗訴当事者がどのように受容していくのかを明らかにする。そして第4章では、こうした社会的な広がりのある紛争を訴訟において考慮するための制度として、裁判の公開原則をとらえようとする視点を示す。

論文審査の結果の要旨

審査対象となった本論文『審理の活性化と紛争交渉の促進』は、訴訟の審理過程を集中的に扱う部分と訴訟を含めたより広い紛争交渉過程を扱う部分の2編から構成される。すなわち、主論文①は『少額訴訟の対話過程』（信山社、2002年）であり、主論文②は『訴訟と交渉の活性化』である（公刊された論文のうち、交渉プロセスと民事紛争解決に関するものを精選のうえ体系化したもの）。いずれも、訴訟と訴訟外とを連続的にとらえ、紛争過程において民事訴訟がどのような役割をはたしているのかを経験的リサーチ事実を踏まえ、解明することを目的とする。こうした論文の特徴は、民事訴訟にかかわる分野を対象としつつも、従来の静止的分析的解釈論では必ずしもすくいきれない側面を解釈主義法社会学の見地を踏まえ、エスノメソドロジーの手法を遺憾なく駆使しつつ、訴訟動態的アプローチにより担い手を含めた主題を鋭くえぐり出そうとする意欲的な試みであった。これにより、伝統的な解釈論がいつそうの厚みを増し、盤石なものとなる役割を果たすものと期待される。そうして、こうした集大成が「裁判学」という新しい学問分野を成立させるものとなっているという点で、本論文は高く評価できる。

一連の研究対象は、通常訴訟のみならず、とりわけ、少額訴訟手続や裁判外紛争解決（ADR）、さらにはト

ータルとしての法的過程の担い手となる弁護士のほか、司法書士等にも射程が及ぶ。その問題関心は一貫して紛争解決を社会的過程との有機的な関連において深化しようとする。ことに、『少額訴訟の対話過程』は、検討対象を少額訴訟に限定しつつ、紛争当事者が、関係者も同席および参加する中で、活発な対話を行い、紛争の立体的でリアルでダイナミックな実相を裁判官ばかりでなく当事者もまた共有しつつ、紛争解決手続において主体的に働きかけを行う存在であることを明らかにするものである。

本論文は、民事訴訟法学におけるいわゆる手続保障説と親和性を有する。そうした理論的枠組に基づき、紛争当事者の交渉が民事訴訟制度により、どのように活性化されるのかを明らかにし、民事訴訟制度のあり方それ自体を具体的に論じようとするものである。従来、民事訴訟は、法専門家により過去の事実法規範をあてはめる判決を中心として、訴訟内で自足完結的に紛争を解決する制度といわば静止的な考察方法でとらえられてきた。これに対して、手続保障説と同様の視点から、紛争当事者により将来を志向した個別の解決をはかる手続過程を中心として、訴訟を訴訟外の紛争処理も視野に入れた紛争処理制度として再構成しようとする。

平成24年2月8日午後4から午後5時まで、1時間にわたり公開発表会を兼ねた審査を実施した。冒頭、極めて詳細な解題が行われた。まずは、本研究の立ち位置と目的が示され、そのうえで、『少額訴訟の対話過程』については、「審理冒頭の政治」、「対話の活性化」、「紛争関係人の自律的参加」、「対席和解交渉での感情処理」、「フォーラムの誕生——全員集合型裁判論」を、『訴訟と交渉の活性化』では、「移送制度の手続的機能」、「訴訟内外で連続する紛争交渉の展開」、「訴訟当事者の訴訟外活動」、「裁判の公開と法専門家」を躍動感あふれる切り込みでそれぞれ捌いてみせる。

なかでも注目されたのは、「ズレが刺激する会話の力動性」であった。対立する紛争当事者が思い描く認識のズレはもちろん、紛争構図と訴訟構図のズレをもまた鮮やかに正面からの課題として設定する。こうした「ズレ」に、仁木氏は、一切の消極的な提えを排し、より積極的な価値を示してみせる。そこに底知れないあらたなフォーラムに向けた限りない価値創造の営みを強く感じさせるものであった。

続いて、質疑応答がなされ、解釈主義法社会学やエスノメソドロジーの手法が具体化され、当事者に内在する関係再生に向けた力学的視点が明らかにされる。当事者の主体的地位を踏まえた私的自治の活性化という側面が新しい視点からダイナミックに始動する予感を与えるものであった。

本論文の基礎となった研究論文は、平成12年度日本法社会学会奨励賞の荣誉を得ている。

以上の次第であって、本論文は、「裁判学」としてのあらたな地平を開く学界の共有財ともいえるべき極めて高い価値ある研究業績といえ、仁木氏には、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと、審査員全員一致で判断する。